徳島大学教職員労働組合からのお知らせ
（メルマガ Vol.112）

2024 年 2 月 9 日

みなさんこんにちは。徳島大学教職員労働組合です。

この 4 月から、裁量労働制に本人同意が必須となります。また、「医師の働き方改革」も実施されます。こうした大きな変化についてご説明します。そのほか、今年の組合活動の概要をご紹介します。

デフレ脱却に向けての賃上げや労働条件の改善について、組合への期待が高まっています。まだご加入されていない方は、この機会にご加入をご検討ください。問い合わせなどはお気軽にどうぞ。このメールに返信していただければけっこうです。

また、今年は国立大学法人化 20 周年に当たります。それに際して、組合の全国組織（全大教）と朝日新聞が連携してアンケート調査を実施しています。これまでの「大学改革」を総括し、問題点の改善を政府に求めていくための重要な資料となりえます。ご協力いただければ幸いです。（2 月 16 日金締め切り済み）

【裁量労働制の本人同意について】

裁量労働制とは、上司が業務の内容を指示することが難しい職種について、労働者本人の裁量によって労働時間などを決める制度です。これまで使用者側は、労働組合もしくは過半数代表者と協定を結べば、該当するすべての労働者に対して裁量労働制を適用することができたのですが、今回、裁量労働制の適用に対して労働者個人単位での同意が必須とされました。

その理由は大きく二つあります。1）「いくら働いても残業代を払わなくてよい制度」といった誤解にもとづく不適切な事例が見られたこと。

2）大学教員に適用される「専門業務型裁量労働制」では、「主として研究に従事する者」が対象になります。具体的には、教授・准教授・講師については労働時間の過半が研究であって、授業や会議などの義務的な労働時間は半分未満であること、助教については 9 割が研究であることなどが基準となっています。そうした基準を満たしていない教員が裁量労働制を適用されている事例があること。

4 月以降は、裁量労働制に同意していない労働者は、通常の労務管理となります。要するに、事務職員や医員と同様に、定められた労働時間（通常は 8 時半から 17 時 15 分まで）に勤務し、それを超えて働く場合には所定の手続きを経て残業するという形になります。

なお、通常の時間管理となった場合には、何が労働時間に入り、何が入らないのかの切り分けが問題となりえます。いわゆる「自己研鑽」は労働時間に入らないという問題です。医師の働き方改革に合わせて、厚労省は 1 月 15 日、「医師等の宿日直許可基準及び医師の研鑽に係る労働時間に関する考え方についての運用に当たっての留意事項について」を改正しました。

とはいえ、教員の本務は「教育と研究」なので、研究が何でもかんでも「自己研鑽」という運用は明らかにおかしいです。引き続き、徳島大学での運用について注視したい

と考えています。

すでに同意・不同意の回答を求める通知が大学側より回覧されております（2 月 16 日金締め切り）。ご不明の点などありましたら、組合までお問い合わせください。

【医師の働き方改革について】

2019 年より「働き方改革関連法」が順次施行され、この 4 月からは医師の労働時間等についても規制が強化されます。具体的には、地域の医療機関にて兼業している医師について、本務先と兼業先とを合わせた時間外労働時間の上限が定められます。（といっても、年間最大 1,860 時間という膨大な時間外労働が認められているのですが。）また、長時間勤務の場合には、勤務間にインターバルを設けることや、医師による面接指導についても定められました。

徳島大学病院では、そうした制度改正に対応する就業規則などを準備しています。

昨年 5 月に過半数代表者に示された変更の概要は、以下のとおりです。（徳島大学教職員限定）

★変更の概要

★改正条文（案）：勤務間インターバル（変形労働制の職員）

★改正条文（案）：勤務間インターバル（有期雇用職員）

★改正条文（案）：勤務間インターバルの代償休息

★改正条文（案）：面接指導

ご意見やご質問、情報提供などあればお寄せください。

【これまでの組合の活動】

2023.7/31　大学改善の要望文書・学長病院長懇談申し入れ

2023/10/2　学長懇談追加議題

2023.10/10　病院長懇談議事要旨

2023.10/16　学長懇談議事要旨

2023.11/9　第二回学長懇談申し入れ

2023.11/25　第二回学長懇談議事要旨

国立大学法人化以来 20 年間にわたって国立大学教職員の給与は「国家公務員準拠」となってきました。例年、第 1 回の学長懇談にてその方針を確認していたのですが、今年度、大学側は第 1 回の学長懇談にて準拠方針を明言せず、「予算の執行状況を見てから判断する」と回答しました。年々、財政状況が厳しくなっていることは事実ですが、大学の予算は年度当初に人件費の増加等も見込んだうえで立案されるべきものです。組合では念のため、2024.1/26　来年度の人件費増に対応する予算編成の要望を大学側に送付しました。

その他の活動については組合ウェブサイトをご覧ください。

情報は随時サイトに掲示しますが、組合にご加入いただければ、大学側との意見交換の概要など、速やかにお知らせいたします。また、組合内部の情報もお知らせします。

【研究者の 10 年雇止め問題についての取り組み】

組合は全国組織（全大教）を通じて文科省等と交渉しています。

組合の要望に応えて行われた文科省の調

査では、10 年目を迎えた有期雇用研究者 2,283 人（国立大学分）のうち 243 人が無期転換、1,354 人が契約更新、契約終了は 686 人などとなっています。全国の組合の取り組みの成果もあって、予想よりも多くの人が無期転換や事実上の無期転換である契約更新を実現したようです。

引き続き、研究者の雇用の安定に向けて取り組みを続けたいと考えています。ご相談などがあればお気軽にお寄せください。

【就業規則の改正】

2023 年度に行われた就業規則改正の概要や、それに対する過半数代表者の意見が、過半数代表者のウェブサイトに掲示されています。ご確認ください。ご意見やご質問などがあればお気軽にお問い合わせください。

徳島大学教職員労働組合